

令和7年度関西広域連合登録販売者試験運営等補助業務委託契約書

関西広域連合（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により令和7年度関西広域連合登録販売者試験運営等補助業務（以下「委託業務」という。）に関する委託契約を締結する。

（目的、信義誠実の義務）

第1条 甲は委託業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 委託業務の内容は、別添業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（委託期間）

第3条 委託業務の期間（以下「委託期間」という。）は、契約締結日から令和7年10月7日（火）までとする。

（委託料）

第4条 委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）の額は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額金 円）とする。

（契約保証金）

【契約保証金を納付させる場合】

第5条 乙は、契約締結と同時に契約保証金として金 円（委託料の額の100分の5以上の金額）を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙が契約の内容を履行したときは、乙の請求により遅滞なく前項に定める契約保証金を乙に返還する。この場合において、返還する契約保証金には利息をつけない。

【契約保証金を免除する場合】

第5条 この契約に係る乙の契約保証金は、これを免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、成果物（仕様書に定めるもののほか、未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、甲の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。

（1）再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合

（2）再委託する業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合

- 3 乙は、第1項の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して責任を負わせなければならない。

(守秘事項等)

第8条 乙は、委託業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 乙は、委託業務に従事する者並びに前条の規定により委託業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、前項の規定を遵守させなければならない。
- 3 甲は、乙が前2項の規定に違反し、甲又は第三者に損害を与えた場合、乙に対し、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。
- 4 前3項の規定は、委託期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

(目的外使用等の禁止)

第9条 乙は、委託業務に必要な情報等について、この契約の目的以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

(特許権等の使用)

第10条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担する。

(委託業務の調査等)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙の委託業務の履行状況について調査し、甲の職員を立ち合わせ、乙に報告を求めることができる。この場合において、乙は、これに従わなければならない。

(仕様書と委託業務内容が一致しない場合の修補義務)

第12条 乙は、委託業務の履行内容が仕様書又は甲乙協議の内容に適合しない場合において、甲がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

(事故等発生時の対応義務)

- 第13条 乙は、事故等の発生により委託業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、乙は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について甲と協議する。

(一般的損害)

第14条 委託業務を行うにつき生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第15条 委託業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、甲のみの責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。
- 3 前2項の場合、その他委託業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たる。

(責任の制限)

第 16 条 甲乙双方の責めに帰することのできない理由により、乙がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、乙は、当該部分についての義務の履行を免れ、甲は、当該部分について委託料の支払義務を免れる。

(完了報告及び検査)

第 17 条 乙は、委託業務を完了したときは、業務完了後 10 日以内に完了報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の完了報告書を受理したときは、その日から 10 日以内に委託業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 甲は、前項の規定に基づき検査を行った結果、委託業務を合格と認めるときは、その旨を乙に通知しなければならない。

4 乙は、第 2 項の規定に基づく検査に合格しないときは、甲の指示に従って遅滞なくこれを修補し、甲の検査を受けなければならない。

5 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の再検査の場合において準用する。

(委託料の支払)

第 18 条 乙は、前条第 3 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）の通知を受理した後、甲に委託料を請求する。

2 甲は、前項の規定による正当な請求書を受理した日から 30 日以内に請求に係る委託料を乙に支払う。

3 甲は、正当な理由なく約定期間内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要しない者とする。

(遅延損害金)

第 19 条 乙は、委託期間内に委託業務を完了できなかったときは、遅延日数 1 日につき、委託料の額から既完了部分（乙が既に委託業務を完了した部分のうち、甲が引渡しを受ける必要があると認めたものをいう。）に対する相当額を控除した額に対し、遅延日数に応じ年 3. 0 パーセントの割合で計算した額を遅延損害金として甲に支払わなければならない。

(履行期限に関する通知)

第 20 条 乙は、本件業務の履行期限までに契約の履行を完了することができなくなった場合は、直ちにこの旨の理由を記載した書面により甲に通知するものとする。

(業務の中止)

第 21 条 甲は、必要があると認めたときは、委託業務の履行を一時中止させることができる。

(追完請求権)

第 22 条 甲は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物がこの契約書及び仕様書で定める内容に適合しないものであるときは、乙に対して相当の期間を定めて甲の指示した方法により成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の規定により甲が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。

3 前 2 項の規定は、甲が乙に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

4 第 1 項に定める履行の追完に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(契約の変更)

第23条 甲は、本件業務が完了するまでの間において、必要がある場合は、仕様書等の内容その他乙の義務に関し、本契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

(事情の変更)

第24条 甲及び乙は、本契約の締結後、天災地変、疫病の流行、法令の制定または改廃、通信の品質その他の著しい事情の変更により、本契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、本契約の内容を変更するため、協議することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して、協議を行う場合に準用する。

(任意解除)

第25条 甲は、次条又は第27条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除する場合、契約解除の1月前までに文書により乙に通知する。この場合において、乙に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は、甲乙協議して定める。

(催告による解除)

第26条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、始期を過ぎても委託業務に着手しないとき。

(2) 委託業務を遂行する見込みがないとき又は委託業務を委託期間内に履行する見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由なく、第22条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として委託料の額の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(催告によらない解除)

第27条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 委託業務の履行不能が明らかであるとき。

(2) 委託業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 委託業務の一部の履行が不能である場合又は委託業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条第1項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(5) 乙又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条に違反する行為又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(7) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等(乙が個人の場合にあってはその者を、乙が法人の場合にあってはその役員及び経

営に事実上参加している者を、乙が団体である場合にあっては代表者、理事等及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として委託料の額の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(解除の制限)

第28条 第26条第1項各号及び前条第1項第1号から第4号までの規定に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(賠償の予定)

第29条 乙が第27条第1項第5号に該当する行為をしたと甲が認めたときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、乙は、賠償金として委託料の額の100分の20に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(個人情報の保護)

第30条 乙は、委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

- 2 乙は、第7条の規定により委託業務を甲の承認を受けて第三者に再委託する場合、当該受託者に対して特記事項を遵守させなければならない。

(専属的合意管轄裁判所)

第31条 この契約に係る訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第32条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義の生じた事項については、甲乙協議して定める。

上記の契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年6月 日

甲 大阪府大阪市北区中之島五丁目3番51号
関西広域連合
広域連合長 三日月 大造

乙

別記

個人情報取扱業務委託契約特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 乙は、この契約に係る業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 乙は、この契約に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。
- 2 乙は、この契約に係る業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、当該契約に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この事業に係る契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 乙は、この契約に係る業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行う。

(第三者への提供制限)

第4 乙は、この契約に係る業務を処理するため、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複製、複写の禁止)

第5 乙は、この契約に係る業務を処理するため、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第6 乙は、この契約に係る業務を処理するため、甲から提供された個人情報が記録された資料等を毀損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(提供資料等の返還等)

第7 乙は、この契約に係る業務を処理するため、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後、直ちに甲に返還する。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法による。

(事故報告義務)

第8 乙は、この契約に係る業務を処理するため、甲から提供された個人情報が記録された資料等の内容を漏えいし、毀損し、又は滅失した場合、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第9 甲は、乙が個人情報取扱業務委託契約特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。